

第 2 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成23年10月 7 日

(平成22年度決算)

(知事公室・総務部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成23年10月7日(金曜日)

午後1時9分開議

午後2時55分閉会

本日の会議に付した事件

決算方針の決定について

議案第48号 平成22年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 平成22年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成22年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(13人)

委員長 藤川 隆夫
副委員長 守田 憲史
委員 村上 寅美
委員 早川 英明
委員 岩下 栄一
委員 城下 広作
委員 松田 三郎
委員 鎌田 聡
委員 池田 和貴
委員 田代 国広
委員 松岡 徹
委員 淵上 陽一
委員 高木 健次

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 松見 辰彦
政策審議監 田嶋 徹
危機管理監 牧野 俊彦

秘書課長 山口 達人

広報課長 田中 浩二

危機管理防災課長 佐藤 祐治

総務部

部長 駒崎 照雄

政策審議監 岡村 範明

文書私学局長 岡本 哲夫

総務税務局長 倉永 保男

市町村局長 小嶋 一誠

人事課長 古閑 陽一

財政課長 浜田 義之

首席審議員兼

県政情報文書課長 寺島 俊夫

私学振興課長 五嶋 道也

総務事務センター長 兼行 雅雄

管財課長 米満 譲治

税務課長 出田 貴康

市町村行政課長 能登 哲也

市町村財政課長 山口 洋一

消防保安課長 佐藤 祐治

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 中山 寛

首席審議員兼会計課長 田上 勲

監査委員出席者

監査委員 角田 岩男

監査事務局職員出席者

事務局長 本田 恵則

首席審議員兼監査監 山中 和彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆彦

議事課課長補佐 上野 弘成

午後1時9分開議

○藤川隆夫委員長 それでは、ただいまから第2回決算特別委員会を開会いたします。

本日から審査に入りますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願い申し上げます。

まず、決算審査方針についてお諮りいたします。

お手元に配付している平成23年度決算特別委員会審査方針(案)を担当書記に朗読させます。「おらぬ」と呼ぶ者あり)担当書記はどこ行った。

○守田憲史副委員長 ぼくが読みましょうか。

(「もうよかばい」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 ばってん一応朗読させんと……。

○守田憲史副委員長

平成23年度決算特別委員会審査方針
(案)

- 1 予算の執行は、議決の趣旨に沿って、合理的かつ効率的に行われ、所期の目的が達成されたか。
 - (1) 歳入は適正に確保されたか。
 - (2) 歳出の執行に遺憾な点はなかったか。
 - (3) 主要な施策はいかに達成されたか。
- 2 財産管理は十分であったか。
- 3 執行体制に問題はなかったか。
- 4 法令違反等はなかったか。
- 5 前年度決算特別委員会の指摘事項は、どのように処理されたか。

以上です。

○藤川隆夫委員長 ただいまの決算審査方針は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 異議なしと認め、今後、この方針に沿って審査を進めることといたし

ます。

これより、本委員会に付託された一般会計及び各特別会計決算の審査に入ります。

まず、中山会計管理者からあいさつと決算の概要説明をお願いいたします。

○中山会計管理者 会計管理者の中山でございます。執行部を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の先生方には、定例県議会の御審議、大変お世話になりました。この場をおかりして厚くお礼申し上げます。引き続いての決算特別委員会でございます。大変お疲れとは存じますが、何とぞどうぞよろしくお願い申し上げます。

平成22年度決算認定の議案につきましては、9月定例県議会冒頭に御提案を申し上げたところでございますが、お手元に配付しております付託議案等目録にありますように、第48号から第68号までの21議案となっております。藤川委員長、守田副委員長を初め委員の先生方には、よろしく御審議、御指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、平成22年度の一般会計及び特別会計の決算概要につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、若干長くなりますので、着座にて説明させていただきます。

お手元に決算の概要をお配りしておりますので、それに沿いまして総括的な説明を申し上げたいと思います。

まず、1ページをお願いいたします。

一般会計、特別会計決算の総括でございますが、予算総額は1兆173億円で、対前年度2.5%増でございました。1,000万円単位を四捨五入しまして、億円単位で御説明いたします。

決算収支の状況でございますが、まず歳入につきましては、9,827億円で、対前年度6.4%増となっております。歳出につきまして

は、9,517億円で、対前年度6.3%増となっております。

その結果、歳入から歳出を差し引いた額、いわゆる形式収支310億円になっておりますが、それから翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きました実質収支は212億円で、対前年度7.0%増となっております。

参考までに、決算額の推移を図の1に載せております。

それでは、2ページをお願いしたいと思います。

2ページから、一般会計の決算でございます。

まず、決算収支の状況でございますが、決算額は、歳入が8,228億円で対前年度0.7%の増、歳出が8,032億円で0.4%の増となっております。

なお、実質収支は、99億円の黒字、対前年度7.3%増となっております。

次に、3ページの歳入の状況でございます。

歳入決算額の内訳につきましては、自主財源が2,712億円で対前年度1.7%減、依存財源が5,516億円で対前年度1.9%増となっております。

全体を占める割合、構成比でございますが、自主財源が33.0%、依存財源が67.0%でありまして、自主財源の割合が前年度に比べ0.7ポイント減少しております。

自主財源の減につきましては、法人事業税の一部を国税化する、地方法人特別税の平年化等による影響でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳出決算額の内訳でございますが、対前年度の増の主なものといたしましては、水俣病の新救済策に伴うチッソ貸付県債償還等特別会計の繰出金の増による諸支出金が増加しております。

一方で、減のものとしてしましては、九州新幹線建設事業負担金の減などによる土木

費、それから国の経済対策による基金の積み立てが減少したことにより、民生費がそれぞれ減少しております。そのほか、衛生費、労働費等についても減少しております。

5ページをお願いいたします。

まず、翌年度繰り越しの状況でございますが、繰越額は500億円で対前年度281億円、36.0%減となっております。

繰り越しの主なものといたしましては、土木費及び農林水産業費などで、計画や設計の諸条件あるいは用地交渉の難航等により不測の日数を要したことによるものでございます。

次に、不納欠損の状況でございます。

県税を中心に3億6,200万円の不納欠損処分を行っておりまして、対前年度2,300万円、6.8%の増でございます。

次に、収入未済額の状況でございます。

収入未済額は、61億円で対前年度1億円、2.0%減となっております。内訳では、県税が87.5%を占めております。県税については、対前年度3.8%の減となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

特別会計の決算概要でございます。

まず、決算収支の状況でございますが、16の特別会計全体では、歳入につきましては、1,599億円で対前年度540億円、51.0%増で、歳出につきましては、1,485億円で対前年度534億円、56.1%増となっております。

増加している主なものといたしましては、15のチッソ県債償還等特別会計が、水俣病新救済策に伴う水俣・芦北地域振興財団への出資により、歳入、歳出ともに増加しております。一方、減少している主なものといたしましては、2の中小企業振興資金特別会計が、高度化資金の貸し付け及び貸し付け償還金の減により減少しております。

7ページをお願いいたします。

翌年度繰り越しの状況でございます。

主なものといたしましては、高度技術基盤

整備事業等特別会計の繰り越しでございます。これは菊池テクノパーク整備における用地交渉が難航したためでございます。

次に、不納欠損の状況でございます。

港湾整備事業特別会計におきまして、熊本港の港湾施設の共益費について不納欠損処分を行ったものでございます。

次に、収入未済額の状況でございます。

収入未済額は、7つの特別会計におきまして、貸付金の償還金及び使用料などで27億円となっております。その主なものといたしましては、中小企業振興資金特別会計における貸付金24億円で、協同組合等への高度化資金貸付金の償還金の延滞等によるものでございます。

以上が決算の概要であります。参考までに、8ページの普通会計の主要財政指標について申し上げます。

まず、(1)の表でございますが、財政力指数、経常収支比率などの平成17年度以降の推移を示したものであります。

財政力指数は、財政基盤の強さを示す指標で、平成22年度は0.370となっております。また、経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標で、前年度の96.3%から90.8%と、5.5%減少しております。

また、実質公債費比率は、公債費に係る財政状況を図る指標であります。前年度から0.7%上昇しております。

参考までに、(2)の表には九州各県の指標を載せております。

決算の概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては各部局からそれぞれ審議の中で御説明申し上げますので、よろしく御願ひしたいと思います。

委員の先生方には、長期にわたり御審議いただきますが、何とぞよろしく御願ひ申し上げます。概要の説明とさせていただきます。よろしく御願ひいたします。

○藤川隆夫委員長 次に、角田監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いいたします。

○角田監査委員 監査委員の角田でございます。

私の方から、平成22年度一般会計及び特別会計の決算審査意見につきまして、要約して御説明したいと思います。

着座にて説明をさせていただきたいと思ひます。

表紙がブルーの冊子をお願いしたいと思います。

平成22年度熊本県歳入歳出決算及び基金の運用状況に係る審査意見書というふうな書いであるかと思ひます。

まず、1ページをお願いいたします。

初めに、第1の審査の対象でございますが、知事から、地方自治法第233条第2項の規定によりまして審査に付されました一般会計と、そこに書いてございます16の特別会計について審査を行ったものでございます。

次に、第2の審査の方法でございますが、決算の計数は、関係諸帳簿及び証憑書類と符合し正確であるか、また、予算は、議決の趣旨に沿って適正で効率的、効果的に執行されているかなど、そこに書いてございます4点を審査の主眼に置きながら、照合、審査を行ったところでございます。

なお、審査の過程におきましては、関係部局から必要な資料を徴し説明を求め、あわせて定期監査、随時監査及び例月現金出納検査の結果も踏まえて、慎重に審査をしたところでございます。

次に、第3の審査の結果及び意見についてでございます。

まず、審査の結果につきまして御説明申し上げます。

審査の対象としました平成22年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書等に係る計数

につきましては、関係諸帳簿及び証憑書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認いたしております。

また、予算の執行並びに会計経理事務及び財産の管理等の財務に関する事務の執行につきましては、いわゆる預け金とか、また差しかえとか、そういった不適正な経理処理の事例は認められなかったところがございますが、一部におきましては、改善または留意を要する事項が見受けられたところがございます。

それらの事例につきまして、このページの最後の方から2ページの初めにかけて記載しておりますけれども、収入事務におきましては、税外収入未収金の増加、現金の取り扱いの際の事務処理の遅延等が見受けられております。

また、支出事務におきましては、補助金の額の確定のおくれや業務委託におきます完了報告の不備等が見られたところがございます。

それから、物品及び財産の管理事務におきましては、使用備品整理簿や重要備品台帳の未整備、活用されていない備品が保管されたままになっているなどの事例がっております。

これらの課題に係る原因といたしましては、職員の基本的知識とか理解の不足、また組織としての内部統制が十分に機能していないことが主な要因だと考えられます。

今後とも、財務事務に関する研修などにより知識不足の解消を図るとともに、所属内部でのチェック体制を強化していく必要があると思っております。

次に、2ページの2の審査意見についてでございますが、ここの前段におきましては、県債残高、基金の残高及び経常収支比率等をもとに、平成22年度末の本県の財政状況について述べております。

県債残高につきましては、総額は増加した

ものの、臨時財政対策債等を除く通常債の残高は、前年度より265億7,700万円余減少しておりますし、財政調整用の4基金の残高の総額は171億3,700万円余増加をしております。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、県税が3年連続減少したものの、地方交付税及び臨時財政対策債等が増加した結果、90.8%と前年度より5.5ポイント低下しており、さらに財政の健全化判断比率で見ても、将来負担比率が前年度に比べまして14.2ポイント低下する等、平成22年度決算の財政指標は、前年度に比べ数値的には改善の兆しが見られる状況となっております。

これは、県政運営の基本方針としまして、平成20年12月にくまもとの夢4カ年戦略が策定され、これまで2年余にわたりさまざまな取り組みを行ってきた結果、多くの指標でその動向が上向きとなるなど、目標に向け着実に成果があらわれてきていること、また、くまもとの夢と財政再建を両立するため、平成23年度までを集中取り組み期間として、職員給与の削減や公共投資の大幅な抑制等の歳入の抑制と未利用資産の売却等の新たな歳入の確保等の取り組みが実施され、その結果、前述のとおり、通常債の残高が減少し、財政調整用4基金の積み増しなど、再建に向けての取り組みの成果があらわれていることをここで述べておるところでございます。

それから、2ページの最後から3ページの上段にかけては、本県の財政状況は、前述のように、数値的には改善の兆しが見えるものの、その財源構成を見ますと、自主財源であります県税の割合が低く、地方交付税等の依存財源及び地方財源不足を補てんするために発行されます臨時財政対策債に大きく依存しているような状況で、依然として非常に脆弱なものであることには変わりなく、しかも、これらの依存財源は、毎年度国の方で策定されます地方財政計画の動向に大きく左右される状況にあることから、今後とも、

国の地方財政対策の動向を注視しながら、引き続きくまもとの夢4カ年戦略の施策の実現に向けて財政再建に取り組んでいく必要があることをここでは述べております。

それから次に、不適正な経理処理の再発防止策や行財政事務の執行につきまして、決算審査を通じて感じた個別的な課題について意見を述べております。

まず、(1)の物品調達等に関します不適正な経理処理の再発防止策についてでございますが、再発防止策の実施状況を見ますと、各所属におきまして着実に取り組みがなされてきており、いわゆる先ほど申し上げましたように、預け金や差しかえ等の不適正な経理処理の事例は認められませんでした。

しかしながら、再発防止策が職員のすべてに徹底されているかといいますと、そうは言えないような所属も見受けられております。(ア)の物品の購入手続や、その下の(イ)の収入・支出事務におきまして、記載しておりますような改善すべき事例も見受けられております。

ここでは、これらの再発防止策が一過性のものとならないよう、その実効性の確保に努めていくことが必要であることを述べております。

次に、4ページをお願いいたします。

(2)の行財政事務執行に係ります課題についてでございますが、(ア)では、未収金の解消対策について述べております。

一般会計及び特別会計を通じた未収金、収入未済額は総額で8億2,900万円余、このうち県税は53億6,700万円余、税外収入は合計で34億6,100万円余となっております。

これらを前年度と比べて見ますと、県税につきましては2億1,200万円余減少しておりますが、税外収入につきましては2億3,000万円余増加しているところでございます。総額、差し引きますと、1,700万円余が未収金が増加しているような状況でございます。

この中で(ア)の県税の未収金につきましては、県税全体としましては、差し押さえ等滞納処分の徹底、それからインターネット公売等によります換価促進等によりまして滞納額の総額は減少しているものの、個人県民税について見てみますと、2,600万円余の増加となっております。

今後は、さらに全国平均を下回っております個人県民税の特別徴収につきまして、市町村と連携して特別徴収を実施する事業所の拡大を図るなど、個人県民税滞納額の減少につなげていくことが重要でございます。

次の県税以外の未収金につきましては、着実な取り組みにより滞納額を減少させている所属があります一方では、新規の高額な未収金の発生があっております。

県全体の滞納額としましては、前年度より2億3,000万円余、先ほど申し上げましたように、増加しておりますが、今後とも、収入を確保し、負担の公正、公平を維持していくため、時効中断措置等の実施により債権保全を徹底するとともに、各部ごとに未収金の特徴に合った解消方策を策定し、実施していくことが重要であるということでございます。

そのほか、(ウ)におきましては、歳入科目別に見た今後の取り組みについて述べておりますが、aでは分担金及び負担金、bでは使用料及び手数料、5ページの方に移りまして、cでは貸付金の元利収入、dでは雑入について、それぞれの事例と対応策について述べております。

次に、5ページのイでは、その他の財務事務の課題をここでは挙げております。

まず、(ア)の収入事務についてでございますが、aで、県が収入を行う場合に必要な収入調定が行われていなかったり、時期がおくれたりしているような事例をここで挙げております。bでは、徴収・収入事務委託におきます現金収納がおくれているような事例、cでは、収入事務において、収入印紙の消印が

おくれている、収入証紙消印の実績報告書が誤っている事例等を掲げております。

いずれの事例にしましても、適時適正に事務処理を行っていただきたいということでございます。

次に、5ページの下の段から6ページの上段にかけては、(イ)で補助金交付に係る事務及び6ページの(ウ)で業務委託に係る事務について、事例と対応について述べております。

これらの事例では、補助金の交付や業務委託料の支払いに不可欠な事業実績報告書が提出されていないなかったり、また、提出されていなくても、実績報告書の確認とか、検査が的確に行われずに支払い事務が行われている等の事例をここに掲げておりますが、これは、担当者の知識不足だけの問題ではなく、決裁の過程においてチェック機能が働いていなかったことが主な原因ではないかと考えております。

このため、組織におけるチェック機能を働かせ、計画的かつ速やかな事務の執行に努めるべきこと及び一連の事務の各プロセスの意義及び手順を職員に明確に理解させるため、さらに職員の研修の強化の必要性があることをここでは述べております。

(エ)では、物品の管理事務につきまして、重要備品台帳や使用備品整理簿等の備品関係台帳が整備されていない事例や、性能が陳腐化し、修理不可能等の理由により使用に耐えられなくなった備品の保管とか管理を続けている事例が見受けられておりましたが、台帳の整備及び物品の良好な管理はもとより、業務に使用できなくなった備品については、他の機関での再利用が可能なものはないか、また、本来の機能を失っていても、その部品とか原材料に価値があるものは含まれていないか等を、売却利益を得るための検証やその情報提供等を十分に行った上で処分を進めていくことが重要であることをここでは述べ

ております。

それから、次の7ページから49ページにかけては、決算の計数につきまして分析、整理したものでございます。後でござらんいただければと思っております。

最後になりますが、53ページをお開き願いたいと思います。

ここでは、地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査に付されました平成22年度の定額の資金を運用するための基金の運用状況に係る審査結果を記載しております。

審査の対象となっているのは、美術品取得基金だけでございます。

審査の結果、決算の計数は、関係諸帳簿及び証憑書類の計数と符合し、いずれも正確でございました。

その運用及び会計処理事務の執行につきましても、適正で効率的に行われていることを確認しております。

なお、最終段落のところでは、基金で取得した備品の管理責任の明確化について、事務処理上、手続の上で課題があったことをここで述べております。

以上が平成22年度決算審査意見書の概要でございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 これから、各部局の審査に入りますので、会計管理者は、ここで所定の席へ移動してください。

(会計管理者席移動)

○藤川隆夫委員長 それでは、知事公室及び総務部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けることとします。

それでは、知事公室長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。以下、総務部の順にお願いをいたします。

初めに、松見知事公室長。

○松見知事公室長 知事公室でございます。
着座のまま失礼いたします。

平成22年度決算について御説明申し上げます。

配付しておりますお手元の決算特別委員会説明資料1ページの平成22年度歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

歳入につきましては、収入済み額9億1,700万円余となっており、不納欠損額、収入未済額はございません。

歳出につきましては、支出総額22億200万円余となっております。

なお、翌年度繰越額1,800万円余は、新幹線全線開業に合わせて予定しておりました広報事業に係る経費を、東日本大震災の影響で翌年度に繰り越したものでございます。

また、不用額1億1,200万円余は、入札及び経費節減等による執行残でございます。

詳細につきましては各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○田嶋政策審議監 知事公室の田嶋でございます。

知事公室の監査状況等について御説明いたします。

本年度の監査委員事務局監査の結果については、知事公室の各課すべてにおいて公表事項はございません。

続きまして、知事公室付の決算について御説明いたします。

お手元に配付の決算特別委員会説明資料により御説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予算現額8,200万円余に対しまして、支出済み額7,800万円余となっております。

歳出の内訳は、職員給与費、くまもとの夢政策推進事業に要する経費などでございま

す。

なお、不用額200万円余で、経費節減による執行残でございます。

また、翌年度繰越額は200万円余となっておりますが、詳細は決算特別委員会附属資料により御説明させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。

くまもとの夢政策推進事業のうち、予算令達先のくまもとブランド推進課が実施を予定しておりました本年3月12日の新幹線開業日に合わせて、関西地域の新聞に本県のPRを掲載する予定でしたが、東日本大震災の翌日ということで掲載ができなかったことから、今年度に掲載を行ったものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○山口秘書課長 秘書課でございます。

決算特別委員会説明資料にお戻りいただけますでしょうか。

資料の3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出につきましては、次の4ページをお願いします。

予算現額1億9,300万円余に対し、支出済み額1億9,000万円余となっております。

歳出の内訳は、職員給与費、秘書課の運営費でございます。

なお、不用額200万円余は、経費節減による執行残でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○田中広報課長 広報課でございます。説明資料の5ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入は、県ホームページに広告を掲載

する際の広告料等で、440万円余の収入がございました。

続きまして、歳出、資料の6ページをお願いいたします。

予算現額3億8,700万円余に対し、支出済み額3億5,200万円余となっております。

なお、不用額は1,900万円余でございます。

歳出の内訳といたしまして、一般管理費は職員給与費でございます。

なお、不用額は執行残でございます。

また、広報費は、県政広報誌等の発行やテレビ、ラジオでの広報事業に要する経費などでございます。

なお、不用額は委託等の入札残でございます。

なお、翌年度繰越額は1,600万円余となっておりますが、詳細は、お手元の別紙、決算特別委員会附属資料、こちらの2ページをお願いいたします。

熊本県広報誌発行事業のうち880万円及び首都圏広報強化事業のうち760万円余を、それぞれ繰り越しをさせていただいております。

双方の経費を一体的に活用いたしまして、新幹線全線開業のPRとして、開業の当日及び翌日に新聞等への記事掲載を予定しておりましたが、東日本大震災の影響により実施できなかったことから、本年度に実施を延期したものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○佐藤危機管理防災課長兼消防保安課長 危機管理防災課兼消防保安課の佐藤でございます。

まず、平成23年度の組織改編によりまして、危機管理・防災消防総室につきましては、知事公室危機管理防災課及び総務部市町村局消防保安課の2課に分かれております

が、今回は危機管理防災課で一括して御説明申し上げます。

それでは、説明資料の7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、7ページから10ページまででございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、まず総務費でございますが、総務管理費の一般管理費につきましては、危機管理対策、国民保護対策に係る職員給与費、事務費のほか、平成22年10月2日に実施しました国民保護共同実動訓練実施事業費及び全国瞬時警報システム——Jアラートと言いますけれども、の整備に係る事業費でございます。

不用額の953万6,000円につきましては、主に全国瞬時警報システム整備に係る市町村への交付金の執行残でございます。

次に、防災費の防災総務費でございますが、防災対策に係る職員給与費、事務費のほか、防災消防ヘリコプター管理運営費、防災・震度情報システム、防災行政無線の管理費及び震度情報ネットワークシステムの整備に係る事業費でございます。

不用額の7,215万円につきましては、主に震度情報ネットワークシステム整備事業の入札残及び経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、12ページの消防指導費でございますが、消防学校の職員給与費、消防に係る事務費のほか、市町村に対する消防施設整備補助、消防広域化の推進、危険物の取り締まり指導、消防学校の運営などが主な事業でございます。

不用額の464万円余につきましては、経費節減等に伴う執行残でございます。

最後に、商工費でございますが、工鉦業費の火薬ガス等取締費につきましては、鉄砲、火薬、高圧ガス及び電気の取り締まり指導に

係る職員給与費及び事務費等でございます。

不用額の174万円余につきましては、経費節減等に伴う執行残でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 次に、駒崎総務部長から総括説明をお願いします。

○駒崎総務部長 それでは、総務部の決算概要について御説明を申し上げます。

平成22年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、総務部関係につきまして、その後の措置状況を報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、各部局共通事項として3点、総務部の事項として1点の御指摘がございました。

お手元の平成22年11月定例会決算特別委員長報告の4ページから6ページにかけて記載されておりますので、あわせてごらんください。

なお、指摘事項につきましては、全文を読み上げず、その趣旨を申し上げ、その後の措置状況を報告させていただきます。

まず、4ページの各部局共通事項の1点目ですが、「収入未済の解消については、例年の指摘にかかわらず、取り組みが不十分である。各部局が縦横の連携を密にして、債権管理を徹底し徴収の強化を図るとともに、収納が見込めないものについては、所要の措置を講じること。」という指摘でございます。

また、関連しまして、6ページの4番では、総務部の事項として「市町村で賦課徴収を行う個人県民税の滞納解消については、滞納額や滞納件数の多い市町村に対し、さらに強力に働きかける必要がある。市町村と連携をとって、成果が出る取り組みを行うこと。」という指摘がございました。

この2点に係る措置状況につきまして、あわせて御説明申し上げます。

未収金対策につきましては、全庁的に取り組みを強化するため、未収金対策連絡会議において、関係課の取り組みの進行管理やノウハウの共有などに取り組んでおります。

平成22年度は、9月と3月に会議を開催し、各課の取り組み事例の情報提供を行ったほか、取り組みマニュアルを改訂し、強制執行等の法的対応についてより詳細に記載するとともに、債権放棄に関する取り扱いを新たに記載いたしました。

その結果、平成23年度から、差し押さえや支払い督促の実施など、法的対応の一層の強化、回収不可能と認められる貸付金の債権放棄など、適正な債権管理に向けたさらなる取り組みを進めております。

今後も、全庁を挙げて取り組みの充実促進を図り、未収金の早期回収に努力してまいります。

次に、県税の未収金の解消につきましては、平成22年度も引き続き積極的な徴収対策に取り組みました。

重点項目は、滞納処分の徹底及び早期着手と個人県民税の徴収強化対策でございます。特に個人県民税に関しては、これまでも県と市町村が一丸となって収納率の向上に取り組む体制づくりに取り組んでおり、平成22年度は、熊本市に重点を置く対策として、熊本県税事務所に個人県民税対策班を設置したほか、各所管において、管内市町村と共同で、未収金の圧縮に向け、数値目標を設定した徴収強化計画を作成しました。

平成23年度は、この徴収強化計画を着実に実施するとともに、さらに市町村との連携を強化し、個人住民税の給与天引きを行う特別徴収実施事業所を拡大し、滞納を未然に防止する取り組みなどを行ってまいります。

次に、5ページに戻りますが、共通事項の2点目は「国で開発中のワンストップサービ

システムの管理経費等として負担金を支出しているが、いまだ国とのシステム接続ができておらず、活用できない状況にある。県民の利便性に資するよう、適切な対策をとること。」という指摘でございます。

自動車保有関係手続のワンストップサービス、略称OSSは、いわゆる車両登録や車庫証明申請、税、手数料の支払い等、煩雑な手続を保有者が直接オンラインで完了することにより、利用者の利便性の向上及び行政事務の効率化を実現するため、平成17年に一部都府県で稼働開始したシステムです。

各県に求められる多額な開発・接続費用は、最終的には県民の負担となるため、投入する費用に見合う効果が必要ですが、現システム上では明確な効果が確認できず、また利用率も向上しないため、現在10都府県での導入にとどまっています。

運用費用は、主に国と稼働県が負担していますが、事務局経費等については、未稼働県も一部負担しています。この一部負担をできるだけ軽減するよう要望した結果、本県の負担額は、平成22年度の499万8,000円から23年度は63万5,000円となったところです。

23年度に入り、新規システムを開発し、全国に拡大することについて、OSS都道府県税協議会委員会で検討されましたが、多くの県が費用に見合う効果が見込めないと判断しているため、合意には至っておりません。

本県としましては、国に対して、OSSが真に利用者の便益の向上につながる仕組みとなるよう、また費用に見合う効果が実現できるよう、多額の負担が求められる各県の意見を十分に聞いた上で計画を進めるよう要望をしております。

最後に、共通事項の3点目は「不適正経理の再発防止策について、所属における取り組みに温度差が生じないように、その実効性確保にさらに努めること。また、事務処理の誤りについては、担当者に任せきりにするのは

なく、管理監督者による組織的なチェック体制の強化を図ること。」という指摘でございます。

再発防止策の取り組みにつきましては、現在、職員の意識改革、資質向上を図るため、経験年数や職位等、それぞれの階層に分けて実施する職員研修や各職場において職員の全員参加で実施する職場研修に、法令遵守や会計事務等の課目を追加して実施しています。

さらに、23年度は、全所属長を対象に、職場の責任者である所属長の役割や適正な職員指導等について認識を深めるため、所属長特別研修を実施しております。

また、組織的なチェック体制の強化につきましては、支払い漏れや支払い遅延防止についての出納局通知に基づき、毎月、支出関係帳票を所属長まで供覧し、組織としての相互チェックや支出関係事務の進行管理を実施しております。

今後も、研修や指導等の取り組みを一層充実強化し、再発防止策のさらなる徹底を図ってまいります。

続きまして、総務部の平成22年度決算概要について、お配りしておりますお手元の決算特別委員会説明資料、総務部と書いてあります資料1ページの平成22年度歳入歳出決算総括表により御説明申し上げます。

当部の決算に関連します会計は、一般会計、全国型市場公募地方債の発行に係る公債管理特別会計、市町村が行う公共施設等の整備事業に係る市町村振興資金貸付事業特別会計の3会計でございます。

これらの3会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済み額は6,429億352万円余、不納欠損額は3億2,002万円余、収入未済額は54億886万円余となっております。不納欠損額と収入未済額は、県税及びその加算金に係るものでございます。

次に、3会計を合わせた歳出の決算状況でございますが、支出済み額は2,719億2,289万

円余、繰越額は4億5,477万円余、不用額が8億9,664万円余でございます。

不用額の主なものは、人件費の執行残、退職手当の執行残、経費節減等に伴う執行残などでございます。

以上が総務部の平成22年度歳入歳出決算の概要でございますが、詳細につきましては各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 それでは、引き続き各課長、センター長の説明をお願いします。

○古閑人事課長 人事課でございます。

まず、平成23年度実施の定期監査におきまして、公表事項はございません。

次に、決算状況につきまして御説明を申し上げます。決算特別委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、諸収入の各項目とも調定額どおりの収入となっており、不納欠損額、収入未済額はともにございません。

なお、雑入としまして、1,993万円余の収入がございますが、このうち1,820万円余につきましては、備考欄にありますように、企業局等への出向期間のある職員の退職手当に係る負担金収入でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

まず、総務管理費のうち一般管理費でございますが、職員48名分の給与費等でございます。

不用額3,400万円余の主なものは、備考欄にありますように、時間外勤務手当の執行残でございます。これは、災害対応等の時間外手当を人事課で一括管理しておりますが、その分の執行残でございます。

次に、人事管理費についてでございますが、知事部局職員の退職手当及び課の運営経

費等でございます。

不用額9,459万円余につきましては、主に退職手当の執行残でございます。

以上が人事課分でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○浜田財政課長 財政課でございます。資料の4ページをお願いいたします。

まず、本年度定期監査における報告・公表事項はございません。

4ページの歳入から御説明を申し上げたいと思います。

財政課では、いずれも調定額どおりの収入となっておりまして、不納欠損あるいは収入未済のいずれもございません。

最上段の地方譲与税、それから4ページ最下段の地方交付税、ともに調定額どおりに収入されております。

なお、真ん中ほどに、地方法人特別譲与税が予算額に比べて収入済み額がふえておりますけれども、これは税收の増によるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

5ページにつきましては、上段の国庫支出金、中ほどの財産収入、最下段の繰入金とも、それぞれ調定額どおりに収入されております。

次の6ページをお願いいたします。

6ページの中段でございますが、諸収入がでございます。ここにつきましても、調定額どおりに収入をしております。

7ページをお願いいたします。

7ページから11ページの中段まで、県債が続きます。ただ、7ページの一番冒頭をござらんいただきますと、予算に対して収入済み額が187億円余減少をいたしております。これにつきましては、これらを財源とします事業予算の方が平成23年度へ繰り越したということに伴うものでございます。

続きまして、11ページまでお願いをいたし

ます。

11ページの中段、やや下でございますが、繰越金あるいは最下段の交通安全対策特別交付金につきましても、それぞれ調定額どおり収入をしてございます。

次の12ページをお願いいたします。

地方特例交付金でございますけれども、これも調定額どおりの収入ということになっております。

13ページをお願いいたします。

ここから歳出になっております。

まず、総務費につきましてでございますが、これは職員給与あるいは財政課の活動費ということでございます。

不用額が出ております。一般管理費の不用額、これは旅費等々の不用額でございます。

下段の財政管理費については、一般需用費等々の経費の節減による執行残でございます。

14ページをお願いいたします。

14ページの上段は、公債費でございます。県債の元金を返したり、利子を返したり、あるいは公債諸費という形で、こういった管理の諸経費を計上しております。

不用額がございます。これは後ほど御説明いたします特別会計の繰出金の減に伴うものでございます。

14ページ最下段に、予備費がございます。予備費につきましては、予算額5,000万円を組んでおりますが、昨年度19件の需要がございまして、その残りは残額、不用額としてここに計上をいたしております。

15ページをお願いいたします。

ここからが公債管理特別会計でございます。

まず、15ページが歳入でございます。ここにつきまして、不納欠損あるいは収入未済ともございません。

なお、中段の繰入金のところ、予算と収入済み額の比較で、合わせて1,400万円余の

減額となっております。これは、後ほど歳出で説明いたします歳出の方の減に伴いまして、一般会計からの繰入金が増したということによるものでございます。

最後、16ページをお願いいたします。

同じく、特別会計のこれが歳出でございます。借換債あるいは市場公募債等々の元金、利子、公債諸費となっております。

不用額欄でございますが、利子と公債諸費のところ不用額が出ております。これにつきまして、利子の方は、発行価格が見込みより高かったということございまして、差額の割引料が減少したということによるものでございます。公債諸費につきましては、手数料等の減による経費節減の結果でございます。

財政課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○寺島県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

まず、本年度の定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

次に、決算の状況につきまして、主なものを御説明申し上げます。説明資料の17ページをお開きください。

歳入でございます。

使用料及び手数料の県立学校授業料につきましては、公立大学法人化する前の平成17年度、県立大学授業料未納1件に係る分割納付によるものでございましたが、これにつきましては、平成22年度中に完納され、収入未済額はゼロとなりました。不納欠損額もございません。

次に、国庫支出金、諸収入でございますが、同じく不納欠損額、収入未済額はございません。

歳出の方でございます。次に、18ページの方をお願いいたします。

こちら、主なものを御説明させていただ

きます。

まず、表の上から3番目でございますけれども、文書費の不用額1,200万円余は、備考欄にありますとおり、各事業におきます経費節減に伴う執行残でございます。

次に、表の一番下の欄の大学費でございますが、備考欄にありますとおり、まず公立大学法人支援事業として9億600万円余を支出しております。これは、大学の業務運営に必要な経費として公立大学法人熊本県立大学に対して交付しております運営費交付金が大半でございます、そのほか業務実績に関する評価等を行います評価委員会の開催経費などでございます。

また、国の地域活性化交付金を活用いたしました熊本県立大学環境整備支援事業として150万円——全額国庫補助でございますが、この150万円を支出しております。これは、県立大学図書館の図書、資料の購入費として県立大学に150万円を交付したものでございます。

大学費の不用額71万円余は、経費節減に伴う執行残でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○五嶋私学振興課長 私学振興課でございます。

本年度の定期監査の公表事項はございません。

平成22年度の私学振興課の決算の状況について御説明申し上げます。説明資料の19ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

使用料及び手数料、それから中段の国庫支出金、次に、20ページの最下段の財産収入、それから21ページの繰入金、諸収入において、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、22ページからが歳出でございます

が、主なものを御説明申し上げます。

中段の教育費でございますが、私学振興費として109億9,500万円余の支出済み額となっております。これは、私立高等学校22校、私立中学校7校、私立幼稚園109園に対する経常費補助金などでございます。

不用額を生じた主な理由としましては、資料23ページの11番、私立高等学校授業料等減免補助と24番の私立高等学校等就学支援金事業につきまして、対象となる生徒数が当初見込みに対しまして少なかったことなどによるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○兼行総務事務センター長 総務事務センターでございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、決算につきまして御説明申し上げます。説明資料の24ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、いずれも調定額どおりに収入済みとなっております、不納欠損額、収入未済額はともにございません。

それと、中段の土地売り払い収入43万6,000円につきましては、お手元の別冊の附属資料の方をごらんいただきますでしょうか。8ページでございます。

矢部町にありました矢部の職員住宅跡地の一部を、山都町の方に防火水槽用地として売却したものでございます。

また、恐れ入りますが、もとの説明資料の方に戻っていただきまして、25ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものを御説明いたしますと、総務費、総務管理費でございますが、一般管理費の方で、これは人件費等の執行残でございます。

それから、人事管理費でございますけれども、支出済み額10億7,022万円余となっております。その内訳は、備考欄のとおりでございますけれども、不用額2,794万円余の主なものとしましては、職員住宅関係で、解体工事費の入札残や維持管理費の執行残でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○米満管財課長 管財課でございます。

まず、決算特別委員会の資料説明に入ります前に、本年度の定期監査におきまして、監査結果公表事項として1件の指摘事項をいただいておりますので、御説明させていただきます。

指摘事項の内容は、郵便切手の管理について、次のとおり不適切な取り扱いになっているというものでございます。

まず1点目として、平成23年度の郵便切手類出納簿が作成されていない、2点目として、郵便切手需要伝票に、物品管理者、出納員、郵便等確認印の押印がなく、切手の払い出しに組織的なチェックがなされていない、3点目として、監査日現在の在庫が、平成22年度末の出納簿の残高と監査日現在までの需要伝票により算出した残高が一致していなかったが、これは平成22年度中に出納簿の記入漏れが原因であり、それをチェックするための定期的な在庫の確認も行われていなかった、郵便切手の管理の重要性を認識し、熊本県物品取扱規則に従い適切な管理を行うようとの御指摘をいただいております。

経緯及び原因についてでございますが、平成21年度までは、郵便切手の払い出しは私学文書課、現在の県政情報文書課で行われていました。管財課では、資産売却等による契約書や登記簿等のやりとりが必要なことから、文書課から郵便切手の交付を受け、返信用切手として郵便に添付の上送付を行っていたと

ころです。

しかし、私学文書課の平成22年3月の通知により、返信用切手については各所属で管理することに制度が変更され、平成22年度から、新たな制度として運用が開始されました。

今回の指摘を受けました要因としましては、まず第1に、郵便切手の管理については、本来であれば、所属職員に対し、新たな手続の明確化、それから周知を行い実行すべきでしたが、不十分なまま運用を始めたこと、第2に、交付担当者が新規採用職員で理解が不足していたこと、また、新たな手続の変更があったことから、前任者がいなかったこと、それから担当班長が年度途中で体調不良により傷病休暇をとらざるを得ないことなどが重なったことがあり、担当者に対する十分なサポートができなかったことが挙げられます。

次に、出納簿への記載、それから月締め処理が確実に行われているかどうか、組織としてのチェック体制が不十分であったことによると思っております。

その結果、監査時におきまして、切手残高が出納簿の残高と比べまして880円不足しているという事態が生じました。後日、調査の結果、平成22年度の需要伝票で払い出したものの、出納簿に記載されていなかったものが2件、金額として740円あること及び払い出したか、未使用のまま返却された切手、これが140円を別に管理していたことが判明しました。これらは出納簿への記入漏れが原因であり、紛失等の事実はございませんでした。

監査後、直ちに3つの改善策をとりました。

1つ目の対策としまして、郵便切手類出納簿には、受け払いを行った日ごとに記載を行うこととし、月末には出納簿の残高と切手の残高の確認を交付担当者以外の者が行うよう、手続面の明確化を行いました。

次に、2点目として、郵便切手の払い出しにおいては、物品管理者である所属長、すなわち私、課長の決裁、押印を受けた後に交付担当者に請求するよう、決裁行為を明確化し、郵便切手需要伝票の記入方法を所属職員全員に周知徹底いたしました。

次に、3点目として、交付担当者は、物品管理者の決裁を確認し、出納員であります総務管理班長の承認を得た後でなければ切手の払い出しを行わないようにするなど、複数の者のチェックを経るように、組織のチェック体制の強化を行いました。

管財課として、今回指摘を受けましたようなことが二度と起こらないよう、郵便切手への重要性を認識し、熊本県物品管理規則に従い、所属職員一同、適切な管理にしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、続きまして、管財課の決算について御説明させていただきます。資料の26ページをお願いいたします。

歳入につきましては、全科目にわたって不納欠損、収入未済はございません。

土地売り払い収入の30億円余は、旧免許センター、大江の保田窪職員住宅跡地の売却など、19件の売却収入でございます。

売却物件の詳細につきましては、お手元の決算特別委員会附属資料の9ページから10ページ目に記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、資料の28ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

一番下の財産管理費は、庁舎や普通財産などの管理費でございます。

5,000万円余が不用額となっておりますが、これは水光熱費等の管理経費の節減や庁舎の維持管理業務委託の入札執行残などによるものでございます。

管財課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○出田税務課長 税務課でございます。

まず、本年度の定期監査における公表事項はございません。

決算の状況について御説明申し上げます。説明資料の29ページをお開きください。

まず、県税の平成22年度歳入決算の状況でございます。

県税全体を1段目に記載しております。左から3列目の欄からでございますが、調定額1,387億5,200万円余に対し、次の右の欄の収入済み額が1,330億6,400万円余、さらに不納欠損額が3億1,900万円余でございまして、差し引き収入未済額が53億6,700万円余となっております。

この収入未済額につきましては、後ほど附属資料で詳細を説明申し上げます。

以下、各税目とも、おおむね予算額を上回る収入を得ることができましたが、1ページ飛びまして、31ページの自動車取得税につきましては、エコカー減税や新車販売の低迷により予算額を下回っております。

さらに、もう1ページ飛びまして、33ページの中ほどの産業廃棄物税までが県税に係るものでございます。

以下は税外収入でございますが、35ページに諸収入がございます。このうち、加算金に4,100万円余の収入未済額が生じております。

ここで県税の収入未済額につきまして御説明を申し上げます。総務部の附属資料の方をごらんいただきますようお願いいたします。附属資料の4ページでございます。

2番に、収入未済額の過去3年間の推移をまとめております。各年度の計のところのまず最下段をごらんください。

平成20年度の収入未済額が52億2,800万円余から、平成21年度は3億5,000万円余増加し、55億8,000万円余となりました。本年度は53億6,700万円余でございまして、前年度

から2億1,200万円余の減少となっております。

一方で、これまで県税未収金の増加要因となっております個人県民税でございますが、この表の一番上の段でございます。平成20年度が約36億3,500万円、平成21年度が40億3,100万円余、平成22年度は40億5,700万円余と、伸び率は鈍っておりますものの、依然として増加をしているところでございます。

続きまして、附属資料の5ページでございますが、平成22年度決算時点における収入未済額の状況を取りまとめたものでございます。表頭の区分について、語句の説明を申し上げます。

まず、納税交渉中といいますのは、納税義務者に対して催告を行っている段階で、いまだ納付がないものあるいは一部だけ納付があったもの、所在不明等で現在調査中のものを含んでおります。次の欄の分割納付中といいますのは、分納誓約をとった上で定期的に分割納付があっているものでございます。法的措置とは、納税義務者の財産を差し押さえており、換価処分の前であるものを指しております。執行停止は、財産がないあるいは生活困窮状態にある、または所在不明であるなどの理由により、滞納処分を停止しているものでございます。

税目ごと、現年、過年度分別のそれぞれの数字はごらんとおりであります。地方税法、国税徴収法の法にのっとり、厳正に租税債権の管理に努めているところでございます。

次に、附属資料の6ページをお願いいたします。

4ページの説明で申し上げましたとおり、県税未収金の増加要因となっております個人県民税は、県税未収金の4分の3を占めております。

個人市町村民税とともに市町村が徴収しておりますことから、平成19年度から体制を整

備し、市町村の徴収支援の取り組みを行ってきたところでございますが、依然として個人県民税の滞納額がふえ続けてきました。昨年度の決算特別委員会においても、市町村と連携をとって成果の出る取り組みを行うことという指摘をいただいたところでございます。

このため、平成22年度におきましては、6ページ上段、1の(3)のところでございますが、当初から予定しておりました個人県民税の県全体の税収の半分を占める熊本市については、熊本県税事務所に個人県民税対策担当として3名の専任職員を設置したことに加えまして、平成24年度までに滞納繰越額を減少に向かわせるという目標を設定し、各地域振興局において徴収強化計画を策定いたしております。

この対策の強化に取り組んでおりますほか、本年の2月には、県及び市町村の税務担当課長から成る熊本県地方税収確保対策連絡会議を設置し、市町村税の徴収強化策の検討などを始めたところでございます。

また、下の方でございますが、平成23年度についても、そこの(1)に掲げておりますとおり、①熊本県地方税収確保対策連絡会議において、市町村と連携を深め、これは新たに取り組むべき徴収対策について共同研究を行っているものでございます。

②に書いてございます併任徴収や徴収引き継ぎ等の取り組みを内容とする徴収強化計画の着実な推進ということでございますが、これは、各市町村と協議の上で、それぞれの滞納等の状況に合わせて、県の収税職員が直接市町村民税の徴収にかかわる取り組みでございます。

③でございますが、平成25年度までの個人住民税の特別徴収対象事業所の全指定に向けた取り組みでございますが、これは給与所得者の住民税を天引きしていない事業所が多くありますことから、これが滞納が増加する要因となっております。したがって、この

ような事業所に対し、所得税の源泉徴収と同様の取り扱いをしてもらうよう取り組んでいくところでございます。

このような個人県民税対策を初めとした取り組みを進め、県税未収金の削減に努めているところでございます。

以上、歳入について御説明を申し上げました。

次に、歳出でございます。

説明資料に戻りまして、37ページをお願いいたします。

4段目の税務総務費6,300万円余の不用額は、経費節減等に伴う執行残でございます。

次の段の賦課徴収費の不用額1億9,000万円余は、県税の過誤納還付金の執行残と経費節減に伴う執行残でございます。

次の38ページからは諸支出金でございますが、これは税收の一定割合を市町村へ交付する交付金でございます。率が定まっておりますので、税收の減による執行残が出ているところでございます。

税務課の説明は以上でございます。よろしく御審査をお願い申し上げます。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。

平成22年度までは市町村総室でございましたけれども、平成23年度の組織改正によりまして市町村行政課及び市町村財政課の2課に分かれております。一般会計分につきましては、原則といたしまして市町村行政課から説明させていただきまして、市町村財政と関係の深い市町村振興資金特別会計などにつきましては市町村財政課から説明を行います。

まず、本年度の定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

それでは、資料の40ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

40ページから43ページまででございます

が、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、44ページをごらんください。

歳出でございます。

まず、上から4段目、地域振興局費でございますが、予算現額9億4,375万3,000円に對しまして、支出済み額4億6,551万円でございます。支出済み額につきましては、県内10カ所にございます総合庁舎の整備事業費や管理、運営等の経費でございます。

翌年度繰越額4億5,477万円余につきましては、後ほど市町村財政課から説明させていただきます。

不用額2,346万円余につきましては、経費節減等に伴う執行残、また、総合庁舎の耐震化工事及び運営関係業務委託に係る入札に伴う執行残等でございます。

次に、45ページをごらんください。

2段目、市町村総務振興費でございますが、予算現額19億848万円余に對しまして、支出済み額19億394万円余でございます。これは市町村総室及び地域振興局の総務振興課職員244人分の職員給与費でございまして、不用額454万円につきましては、職員手当等、人件費の執行残でございます。

次に、3段目、自治振興費でございますが、予算現額14億828万円余に對しまして、支出済み額13億9,501万円余でございます。これは権限事務移譲市町村交付金や市町村の行財税政支援に要しました経費でございまして、不用額1,327万円につきましては、経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、4段目は選挙費でございますが、これは、5段目の選挙管理委員会費、46ページの選挙啓発費及び参議院議員選挙等の選挙執行に伴う経費でございます。

45ページの5段目、選挙管理委員会費でございますが、予算現額2,203万円余に對しまして、支出済み額2,124万円余でございます。不用額79万円余につきましては、人件費

及び事務費の執行残でございます。

46ページをお願いいたします。

1段目、選挙啓発費でございますが、予算現額356万円に対しまして、支出済み額155万円余でございます。不用額200万円余につきましては、事務費の執行残及び入札に伴う執行残でございます。

次に、2段目、参議院議員選挙費でございますが、予算現額8億1,161万円余に対しまして、支出済み額8億1,015万円余に対しまして、不用額146万円余につきましては、経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、3段目、県議会議員選挙費でございます。22年度分でございます。予算現額1億7808万円余に対しまして、支出済み額1億3,890万円余でございますが、不用額3,917万円余につきましては、無投票の選挙区が生じたこと等に伴う経費節減等に伴う執行残でございます。

市町村行政課は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○山口市町村財政課長 市町村財政課でございます。

まず、本年度の定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

次に、説明資料の47ページをお願いいたします。

市町村振興資金貸付事業特別会計でございます。

歳入につきましては、不納欠損、収入未済額ともにございません。

次に、48ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1段目、市町村振興資金貸付金でございますが、予算現額1億34万円余に対しまして、支出済み額20万円余でございます。

不用額1億14万円につきましては、市町村への新規貸し付けがなかったことによるものでございます。

次に、2段目、一般会計繰出金でございますが、予算現額5,000万円に対しまして、支出済み額4,737万円余でございます。これは地域振興局活動推進費の財源に充てるための繰出金でございます。不用額262万円余につきましては、地域振興局活動推進費の執行残でございます。

次に、先ほど市町村行政課長の発言にありました地域振興局費における繰越額4億5,477万円余につきまして御説明申し上げます。

別冊、委員会附属資料の3ページをお願いいたします。

繰越事業でございます。

地域振興局提案によります地域を元気にする事業でございますが、これは平成22年度2月補正における国の経済対策に伴う交付金を活用した事業でありまして、一部の事業を除きまして年度内に事業が完了しなかったため、翌年度へ予算を繰り越したものでございます。

予算額4億6,174万円余に対しまして、平成22年度執行額696万円余、平成23年度への繰越額4億5,477万円余でございます。本事業につきましては、すべて年度内完了の予定でございます。

市町村財政課は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 総務部長の説明の中で、不適正経理の再発防止策ということで、いろいろな職場研修等の実施等で再発防止策に取り組んでいきますということでしたが、監査委員からの指摘の中で、まだこういうことがあったのかなと思いましたが、この水色の冊子の3ページのところに、再発

防止策がまだすべての職員に徹底されていない所属も見受けられたと、総務部じゃないかどうかはわかりませんが、まだ正確な納品日が確認できないという事例も見受けられたということで、まだなかなか全体に徹底されていないんじゃないかという指摘がございますが、こういうことも含めて、二度とやっぱりこういうことは起こさないということで徹底をしていただきたいんですけども、今なおまだ——これは22年度の監査の結果だと思いますが、こういうことが起こっていることに対しまして、どうお考えでしょうか。

○駒崎総務部長 今御指摘をいただきましたように、大変残念な事態だと思っております。

ただ、私どもが、まずもって対策を急がねばならないと思っておりますのは、預けとか、差しかえとか、物品を私物化するおそれがあるあるいは裏金づくりにつながるような危険性が極めて高いものについては、これは根絶しなければならぬと思っております。それにつきましては、職員の意識が相当高まっていると思っております。

しかしながら、より広い意味での、適正でないという意味での不適正経理といいますと、納品日の確認がおくれているとかあるいは具体的な発注をするのが購入伺の前だったとか、そういうふうな手順の前後とかを含めてございますので、その辺は今後とも、法令の規定どおり適正にやるのが公金を扱う者の使命ですので、きちんとやっていきたいと思っておりますが、20年だったでしょうか、不適正経理、いわゆる預けとか差しかえが発覚したときから後の、とりあえず、まずもって急ぐべき対策に力を入れた関係で、その辺まだ温度差があるというふうな御指摘になっているかもしれません。しっかりやってまいりたいと考えております。

○鎌田聡委員 職員のさらなる事務処理、指導の徹底を行っていただきたいと思っておりますし、あわせて取引する業者さんのやっぱり対応というのもきちんとやっていただかなきゃならないというふうに思いますけれども、再検証をこれはやるということで、業者さんにいろいろな協力を求めても、なかなかすべての業者が協力できていないような状況もあると聞いていますけれども、そういったところも含めて、業者への指導といいますか、やっぱりこっちは取引をやっていますので、そこを——まあ職員もよくなかったと思っておりますけれども、やっぱり相手もその点協力してきたという部分もあると思っておりますので、そこも含めての再徹底というのをお願いしたいと思っておりますけれども、その点はいかがでしょう。

○駒崎総務部長 今御指摘がありましたように、業者の方の資料との突合なども行っておりますが、まだ100%の突合ができていないという状態でございます。

理由は、いろいろ伺いますと、県の方で個別に取り上げての、特に小口の商いですと、明確な区分がなくて、1日当たりの売りさばき量で整理しているようなケースもあるかというふうに聞いております。やむを得ないケースもあるかもしれませんが、県の場合、公金、県民からの税金で扱っている仕事でございますので、できるだけ業者の方にも今後とも御協力を仰ぎながらやっていくと同時に、県としても、みずからを正すと同時に、事業者の方の考え方についても、できるだけ要望してまいりたいと、そのように考えております。

○鎌田聡委員 よろしくお願ひしたいと思います。

○岩下栄一委員 広報費ですけれども、広報

の効果というのは、即出る場合、出ない場合、いろいろありますけれども、今から随分古い話だけれども、細川県政の時代に、九州各県に比べて断トツの広報費を使われて、それだけ熊本が全国に認識されたというのはあったかもしれません。

そこで、この広報関係について、広告代理店に委託しているものが随分多いと思うんですね。広告代理店は、やっぱり県庁や市役所の広報というのが一番ドル箱じゃないかなと思うんですねけれども、県の内部で、優秀な人材がたくさんおられるから、職員の作品を公募したりして、いろんな広報を手がけるということが今まであったのかなかったのか、昨年度。

それからもう一つは、くまモンとかスザンヌとか大活躍していますけれども、要するに、九州の他県と比べて本県の広報費はどうかというのがあるんですね。もし昨年度のよそのデータがあれば、広報課長さん。

○田中広報課長 広報課でございます。

まず1点目が、県の内部、県の職員で広報の工夫なり企画をしているのかどうかあるいは県庁内で公募をしているのかというお尋ねですけれども、県庁内で公募して広報の中身を考えているということはございません。

ただ、単に業者に任せるということではなくて、最近では、何社かコンペ方式で提案をさせまして、広報課の職員なりなんなりでそれを審査いたしまして、その中で決定をしていく。ただ、それでも、その提案が十分な、満足なものがない場合も多々ありますので、1社にコンペの結果を決めた後でも、広報課の全体とその業者の間でその内容をたたきまして、さらにいいものにして実施をしていくということで対応をしております。

それから、2点目、スザンヌあるいはくまモン、大活躍しているけれどもということですが、広報課としてはスザンヌを担

当しておりますが、平成20年度以降、非常に国民的に親しまれるキャラクターと申しますか、契約の中でのお仕事もちろんですけれども、いろんなテレビでの出演の場面で熊本のアピールをしてくれておまして、おかげさまで、いわゆる広告効果と申しますか、いろんな広告に換算するとこれぐらいのお金の効果がありましたという効果で申し上げますと、平成20年度では12億円ぐらい、21年度では11億円をちょっと切るぐらいですかね。試算ではそれぐらいの効果が出ておりますので、県の予算額よりもかなり大目の効果をスザンヌとしては発揮しているんじゃないかと。それから、イメージとしても、かなりスザンヌの、何というか、かわいらしいというか、いいイメージが反映してきているんじゃないかというふうに思っております。

○岩下栄一委員 他県の広告費との比較はどうですか。

○田中広報課長 ちょっと今手元に他県の広告のありませんが、ただ、広告を、例えばころっとした形で広告料はこれだけということです——これはなかなか比較が難しいと思うんですね。いろんな事業に織りまぜている場合もございますので、なかなか九州各県と比べて高いとか低いとか言いづらいとは思いますが、イメージとしてというか、私の感覚として言えば、九州各県でも中位ぐらいの投入はしているのかなと。ただ、もちろん最少の投入で最大の効果をねらうという意味では、かなりそこはぎりぎり工夫をしながら広報をやっているというふうに考えております。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

○藤川隆夫委員長 ほかには質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 ちょっとお尋ねですけども、この事業内訳を見ていると、首都圏広報強化事業というのが8,639万円ですかね。

○田中広報課長 はい。

○鎌田聡委員 広報関連で。かなり額的には大きいものですから、県民向けよりも首都圏向けの方がかなり金額的に大きいのは——これは大体毎年こういった額は出ているんですか。今回、何か新幹線開業前だからこの額が出たのかどうかということをお教えください。

○田中広報課長 こういう形で予算に首都圏広報が出ましたのは22年度からですね。九州新幹線の全線開業を控えまして、もちろんKANSAI戦略も商工を中心にされておりますけれども、やはり日本のマスコミが結集しているとか、あるいはいろんな影響力のある方が関東におられます。そういう意味で、首都圏の方にもやはりどんどんPRをしていかないかぬだろうということで、ざっと言って1億円を投入しております。

この中には、広報課として直接やる分とか、あるいは東京事務所——現地におりますので、東京事務所がいろんな反応がいい、要するに何かあればすぐ事業ができるという意味で、東京事務所が実施する経費も含んでおりますけれども、その一つの例としては、まあ今年度の例になりますけれども、例えば目黒雅叙園で、要するに熊本の宝のうちの一つであります加藤、細川の文化、そういったものを雅叙園のイベントと合わせてアピールするとか、経費を何かとコラボレーションといいますか、合体してやることで経費を節減しながら効果を上げるということで対応しております。

○藤川隆夫委員長 ほかには何かありませんか。

○早川英明委員 1つだけ教えてください。

昨年度、これは税務課所管と申すけれども、県税の全体的なやつで、結局、事業税、特に法人税あたりは、その前の年よりか伸んどるということですが、この個人税についてはマイナスということですが、ことし以降、全体的に事業税が上がるとなれば個人税も給料は高くなって上がらないかぬなというふうな、ちょっと単純な、これは素人考えですけども、そんな思いがしますけれども、これはどんな状況でそんなふうになつてくるわけでしょうか。

○出田税務課長 税務課でございます。

御質問は、法人の事業税と個人の県民税との関係ということでございますか。

○早川英明委員 はい。

○出田税務課長 法人の課税につきましては、その法人の事業年度の決算でもって課税をされます。ところが、個人に対する課税については、県民税については、前年分の所得が課税標準となりますので、若干その時期がおくれて影響が出てまいります。その関係で、法人が伸びても個人がまだ伸びないという状態が昨年度であったということでございます。

○早川英明委員 単純に、今課長がおっしゃったような形でそういうのが出ると申すことですか。ほかの要因はないわけですか。

○出田税務課長 細かく言い出すと、いろんな要因があるのではないかと思います。例えば、その個人の所得が伸び悩んでいるというのは、法人が、例えば正規雇用をやめて派遣

に切りかえて、まあ総額の人件費が減るとか、そういったことで、個人所得が減っていくということで税収も落ちていくという影響も出てくる可能性があります。

○早川英明委員 私は、それを聞いたかったですよね。そのデータも見て、それぞれ県政全般についていろんな対応をしていかなんかということ把握するためにも、これがとても大事なことであるから、私は聞いたわけです。

○藤川隆夫委員長 ということで、今おっしゃったことも踏まえて、何かあれば、出田税務課長。

○出田税務課長 税務課でございます。

個人所得の中身については、残念ながら個別のデータを県で持っておりません。市町村が課税しております関係で、細かな数字を私も持っておりませんので、その辺の分析が実は、大変申しわけないんですけども、できていない状況でございます。

当然、所得統計とか、ほかの労働関係の指標でもっていろんな議論をしていく必要はあろうかと思っておりますけれども、税務でもって個人所得の増減というのを検討の材料にしていることはありません。ただ、翌年度の税収見込みについては、もちろんほかの統計を使用して見込みに使っているということでございます。

○池田和貴委員 済みません、2つよかですかね。

まず1つですけども、これはどこになるのかな、出納局の会計課になつとですかね。8ページで、主要財政指標で、実質公債費比率が15.2%になったという御説明がございました。これは、実質公債費比率がここ3年ぐらいふえているんですけども、ずっと説明

では、財政健全化に伴って、要するに公債の額は下がっていったというふうに認識をしていたんですが、何か実質の公債費比率が上がっていったのが、どうもなぜなんだろうという疑問があるものですから、ここを、済みません、1つお願いをします。

もう1点は、税務課の方にお尋ねをします。

附属資料の5ページなんですけど、収入未済額で、県のたばこ税が6件で11万3,000円というのがあります。県たばこ税は、基本的にメーカーやたばこの輸入業者から蔵出し税で来るので、収入未済とか納税がなくなるということはないんじゃないかというふうに私は理解をしていたんですけども、この納税、まあ36億円のうちの11万3,000円ですからあれなんですけど、なぜこの納税交渉中というのがあるのか、それがちょっと疑問なので、そこを、済みません、お願いします。

○藤川隆夫委員長 じゃあ、最初の件に関して、浜田財政課長。

○浜田財政課長 浜田でございます。財政課長でございます。

実質公債費比率についてちょっと御説明いたします。

これは、さきの総務常任委員会でも、健全化比率の一つとして御説明を申し上げました。確かに、ことしプラスの0.7ということで、やや悪化という形になっておりますが、この要因については、新幹線負担金に係る償還金の増加とともに、平成21年度から、国営土地改良事業負担金に係る債務負担行為を設定いたしておまして、そういったものも実質的な公債費ということで算入されてまいります。そこで若干上がっているということでございます。

ただ、財政再建戦略の中で、御存じのとおり、公債費の残高を減らすということでずっ

と努めてきておりまして、これは通常債については順調に減らしてきているという状況にはございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 2点目は、出田税務課長。

○出田税務課長 税務課でございます。

県税の未収金の中に、未済額の中に、県たばこ税があるという御質問でございます。

御承知のとおり、昨年10月にたばこ税の大幅な引き上げがございました。そのときに、販売店等の手持ち品課税と、そのときの在庫を調べて調整するという手続がございまして、この過程で生じているのではないかなというように思っております。

○池田和貴委員 わかりました。

○松岡徹委員 財政課と消防と税務の方にちょっと、そう時間はとりませんが。

○藤川隆夫委員長 なるべく簡潔に。

○松岡徹委員 1つは、財政の大きな流れで、小泉構造改革のときに三位一体改革でがたっと減って、そのいわば反省といいますか、地方交付税や臨時財政対策債とか、合わせるとかなり持ち直してきた。同時に、その一方で、いわゆる一番大きかったのは麻生内閣のときの補正だけれども、景気経済対策としてさまざまなメニューがつけられて、交付金としてずっと地方に渡ると。

何かで僕が調べたつでは、地方に落ちただけで、福田内閣からのつを合わせると9兆円を超えるお金が地方にそういう形で落ちているのを見たことがあるんですけども、問題は、県議会の代表質問なんかでもちよっと取り上げられたけれども、そういうの

が実際どういう形で使われて、そして——まあ、あれはずっと続くわけじゃないから、どの時点でそれぞれ使ったのが事業がストップすると。しかし、これはやっぱり継続せんと困るといふようなことが当然あるわけですね。

ですから、課の方にもちょっとお願いしているんですけども、そこら辺の全体像をやっぱりもう少し詳細に議会の方にも明らかにしていただいて、そして、国への要望なんかでも、きちっと力を合わせて、継続を求めていると。一般的にはいろいろやられているけれども、もう少しそこら辺の詳細なものが欲しいなというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

○浜田財政課長 非常に総括的な御質問でございますので、ちょっと総括的なお答えになるかもしれませんが、ちょっとお許しをいただきたいと思っております。

まず、三位一体改革の反省なり総括という話をちょっとさせていただきたいと思っておりますが、平成15年ごろから18年にかけて取り組まれました三位一体改革、これは以前もその総括資料をお出ししておりますけれども、全国で、国庫補助金でございますと3.1兆円、それから地方交付税ですと5.1兆円が減らされた、そのかわり税源移譲として3兆円来たということで、差し引き5.2……

○松岡徹委員 その辺はよか。

○藤川隆夫委員長 その先をとという話、そこはよかという話です。

○浜田財政課長 それはいいですか。済みません。

○藤川隆夫委員長 だから、逆に言うと経済対策部分ぐらいからの話でいいです。

○浜田財政課長 じゃあ経済対策の方を御説明申し上げます。

経済対策について、御指摘のとおり、自民党・麻生政権時代に総額15.4兆円の経済対策が打たれました。これについては、熊本県ベースでも、1,084億円程度の予算措置という形で反映させております。

このときのメニューは、例えば、福祉でございますとか、医療でございまして、あるいは学校、こういった施設の施設整備、こういったものにも使いましたし、あるいは基金の形で今なおいろんな、福祉、あるいは環境、介護、あるいは森林整備、こういったものにずっと生かされております。

御指摘のとおり、その内容について、一遍精査をきちんとこの段階ですべきだと思っております。前回の議会でも御指摘がありましたとおり、この経済対策の基金を今後どのように引き継いでいくか、続けていくかという論議がなされておりますので、その作業には財政課としても今入っているところでございます。いまいちお時間をいただきたいと思っております。

○松岡徹委員 やっぱり菅内閣までそういう流れはずっと来ているし、そのところをどういうふうに生かしながら、継続させながら、やっぱり地方にそういう財政を定着させて仕事をしていくかというのが大事だと思います。

消防関係は、広域化問題ですね。

県の消防広域化推進計画では、広域化の必要性ということで、市町村消防の体制の整備及び確立とかあるわけですね。私がいろいろ聞くと、むしろ広域化によって住民サービスが低下するんじゃないかとかあるいは市町村消防が弱体化するんじゃないかとか、いろいろ声を聞くんですね。

他県の例で、消防の広域化についてのアン

ケートをとった報告書を読んでも、メリット、デメリットというようながかなりあるですけれども、結構やっぱりそういうたぐいの——デメリットという点では、そういうたぐいのが結構多いわけですね。これはよその県のつですけれども。

それで、熊本県では、何かそういうようなことでのアンケートとか、そういうまとめたものがありましたら、その辺はどんなふうにつかんでいらっしゃるかなと思っております。

○佐藤消防保安課長 消防保安課としてお答えしたいと思います。

広域化の御質問でございまして、広域化に対して、いわゆるデメリットが多いんじゃないかというような御意見でございましてけれども……。

○松岡徹委員 デメリットが多いかどうかはちょっとあれだけど、結構あるということだね。

○佐藤消防保安課長 そういう御意見がございましてけれども、広い意味ではやっぱりメリットが多いものと考えております。

非常に間違っているとらえられておりますのが、市町村の合併等におきまして、いわゆる役場がなくなると、そういうことではございませんで、むしろ消防署であるとか署所である、それにつきましては、ぜひ充実させたいと。ですから、住民に身近な消防署は——まあ最低現状のままあって、その中で、いわゆる本部機能であるとか、指令機能であるとか、そういうのをぜひ効率化させて、そのものにつきまして、現場に人を置くというようなところで我々は考えております。

そういう意味でございまして、なかなかその辺が十分にまだ住民の方に御理解いただいていない部分もあると思っておりますので、そういうのにつきましては、ぜひ啓発、広報

等をしてそういうことをわかっていただきながら、広域化に御理解いただいて、広域化を進めていければというふうに考えております。

お尋ねの住民に対する直接のアンケートがあるかということでございますが、今のところちょっとまだアンケートまでは至っておりません。

○松岡徹委員 丁寧な対応が必要だと思うので、よその県ではそういうことをやっているのを見たものだからね。ちょっと検討する必要があるのかなと。

もういっちょ、税務課の方に。

何しろ財政という点では、徴収業務というのは非常に大事なことだし、職員の皆さんも大変御苦労なさっているということは承知しているわけですが、一方では、一般質問でも取り上げましたけれども、その行き過ぎたやり方によってさまざまな問題も生まれていると。

その議論はきょうはいいとして、ちょっとお聞きしたいのは、国税徴収法の48条の超過差し押さえとか無益な差し押さえですね。こちら辺はどういうふうに留意されているのかなというのが1つですね。

それから、75条の差し押さえ禁止財産の識別、分けといますか、その辺のところはどうかなということ。

それから、151条の財産の換価の猶予とあるとですたいね。それをやれば事業の継続や生活困難が非常に増すという例とか、あるいは逆に、猶予した方が事業の立て直しなんかプラスになるという場合の判断とか、その両方あるんですね、この151条には。そこら辺はどぎゃんふうに今されているのかなと。

もう一点……

○高木健次委員 委員長、ちょっと決算審議をしましょうよ。

○村上寅美委員 それは切らんとわからぬよ。

○松岡徹委員 その審議ばしよるたい、その決算の審議ば。

○村上寅美委員 松岡先生、いっちょふたつ切らんとわからぬよ、それは。

○高木健次委員 後で聞けばよかつじやなかですか。

○藤川隆夫委員長 今のを、出田さん、じゃあ簡潔に……

○松岡徹委員 決算というのは、いわば県政の政策のあり方を……

○藤川隆夫委員長 ちょっと待ってください。今、だから出田税務課長に説明させますから。

○出田税務課長 税務課でございます。

御質問の無益な差し押さえ、それから75条でいいますところの差し押さえ禁止財産、それと換価の猶予等についてでございますけれども、収税職員に対しては、こういう地方税の徴収は、徴税法に定めるところのほか、特に滞納処分については国税徴収法によるものとされておりまして、これは、徴収に当たる職員については、研修等で十分にこの辺の知識は習得していただいて、現場で判断しているというところでございます。

○藤川隆夫委員長 当然、適正な徴収をされていると思いますので、ただ、徴収逃れをされるようなことだけはないように、きちっと徴収はしてください。

○松岡徹委員 それでね、ちょっといろいろ委員からも出たので、明確にしておきたいのは、最初守田副委員長が読まれたように、この決算の目的、主要な施策がいかにかに達成されたかという、やっぱりその施策の点検なんですよ、決算というのは。だから、そういう点では、大いに、いわゆるお金がどうなったかだけじゃなくて、それに行くやっぱり県の施策のあり方をどうかということを審議しなければ、決算委員会の本来の意味がないというふうに思います。

それで、税務課長にもう1つちょっと聞きたいのは、職員の研修とか何かのマニュアルがあるわけですね。それを1ついただきたいということですね。それは要望です。

○出田税務課長 わかりました。

○松岡徹委員 また、後日、必要な場で議論したいと思いますので。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんかね。——ないようでしたら、以上で知事公室及び総務部の審査を終了いたします。

次に、次回は第3回委員会となりますが、10月14日金曜日午前10時に開会し、企画振興部及び企業局、病院局の審査を行うこととしておりますので、御協力をよろしく願い申し上げます。

それでは、これをもちまして第2回決算特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後2時55分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

決算特別委員会委員長